

随意契約見直し計画

平成18年6月
平成19年1月改定
参 議 院

1. 随意契約の見直し計画

平成17年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、遅くとも19年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(41.2%) 93	(38.5%) 15.1
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0		
随意契約		(100%) 226	(100%) 39.2	(31.9%) 72	(24.5%) 9.6
合 計		(100%) 226	(100%) 39.2	(100%) 226	(100%) 39.2

【所管公益法人等】

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)				(0%)	(0%)
				0	0
一般競争入札等	競争入札			(35.7%)	(31.4%)
				5	2.2
	企画競争	(%)	(%)	(7.1%)	(34.3%)
		0	0	1	2.4
随意契約		(100%)	(100%)	(57.2%)	(34.3%)
		14	7	8	2.4
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		14	7	14	7

【所管公益法人等以外の者】

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)				(43.9%)	(46.9%)
				93	15.1
一般競争入札等	競争入札			(25.9%)	(30.7%)
				55	9.9
	企画競争	(%)	(%)	(0%)	(0%)
		0	0	0	0
随意契約		(100%)	(100%)	(30.2%)	(22.4%)
		212	32.2	64	7.2
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		212	32.2	212	32.2

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期次期調達までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成19年度から全て一般競争入札等に移行。

61件、14.5億。

- (1) 企画競争等の導入 (1 件、 2 . 4 億円)
直ちに一般競争入札に移行することが困難なものについては、企画競争等を導入する。

- (2) 複数年度契約の拡大 (6 件、 2 . 8 億円)
システム関連等の複数年度にわたる契約については、国庫債務負担行為を活用し、一般競争入札による複数年度契約を行う。

- (3) 次期調達の際、一般競争入札を実施する。(2 5 件、 7 . 7 億円)

- (注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「緊急点検結果の一覧表」に記載

3 . その他

内部監査の強化

平成 1 8 年度より新たに制定した「参議院会計監査規程」に基づき、財務省通知 (平成 1 8 年 3 月 2 7 日財計第 7 3 6 号) で示された事項について重点的に監査を行い、随意契約の適正化を図ることとする。